

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

(令和4年12月20日 閣議決定)

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 計画策定等については、「ナビゲーション・ガイド」の作成を行うとともに、計画策定を含む法律案等について内閣府への事前相談に加え、地方公共団体の全国的連合組織へ早期に情報提供

3. 対応状況

- 令和4年の提案291件のうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除き、235件について内閣府と関係府省との間で調整。
(件数)

提案の趣旨を踏まえ対応	現行規定で対応可能	小計(A)	実現できなかったもの(B)	合計(C) = (A+B)
198	15	213	22	235

令和4年の地方からの提案等に関する主な対応

重点募集テーマに関するもの

計画策定等

- ① 公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止
- ② 市町村交通安全計画等の作成に係る努力義務の見直し
- ③ 地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の見直し
- ④ 日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を柔軟に策定できることの明確化
- ⑤ 医療計画と関係計画を一体的に策定できることの明確化
- ⑥ 空き家対策総合支援事業の実施に必要な計画の整理及び記載内容の簡素化

デジタル

- ⑦ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大(所有者不明土地法、森林法等に基づく事務)
- ⑧ 戸籍情報連携システムの利用事務の拡大(管理不全空家の所有者特定等に関する事務)
- ⑨ 固定資産評価額等の市町村から都道府県への通知方法の見直し
- ⑩ 国家資格等手続のオンライン化の対象資格拡大とオンライン手続時の都道府県経由事務の見直し
- ⑪ セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に係る事務手続のオンライン化等

その他の事項に関するもの

<災害対策>

- ⑫ 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とすること

<行政手続の効率化等>

- ⑬ 建築主事の任用に必要な建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し

<医療・福祉>

- ⑭ 生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を省略可能とする見直し